

各位

新生東京女子医科大学のための役員・評議員候補者の選考報告について

新生東京女子医科大学のための役員・評議員候補者選考委員会
委員長 八田 進二

新生東京女子医科大学のための暫定役員・評議員選任内規第2条第1項に基づき、役員・評議員候補選考委員会を立ち上げ、候補者の選出を行ないましたので、以下の通り報告いたします。

1. 選考結果

理事候補者 12名、監事候補者 3名、評議員（理事兼務者を除く）候補者 17名を選考いたしました。

※詳細は別添1参照

2. 審議の経緯

(1) 令和6年10月8日（火）第1回

①選考の方針を確認。

- ・寄附行為の改定は時間がかかるので、現行の寄附行為の枠内で新たな役員、評議員を選考する。
- ・負のレガシーを一掃する。
- ・その他。

②理事候補者の選考。

- ・事前に依頼した各選出母体、選考委員より提出された理事候補者推薦リストを検討し、慎重に議論した。

(2) 令和6年10月10日（木）第2回

①理事候補者の選考。

第1回に引き続き、理事候補者推薦リストを検討し、選考を続けた。

②監事候補者の選考。

事前に諮問委員会において推薦された監事候補者推薦リストを確認し、全員一致で3名の監事を選考した。

③評議員候補者の推薦要請

各選考委員に対し、理事候補者以外の評議員候補者の推薦者リストの作成を要請した。

(3) 令和6年10月15日（火）第3回

①6月に文部科学省に申請していた寄附行為の改正（評議員の構成の変更）が10月11日（金）夜に認可されたため、選考する評議員の調整を行なった。

②評議員候補者の選考。

各選考委員が提出した評議員候補者推薦者リストを検討し、選考した。

(4) 令和6年10月16日(水)第4回

- ①理事、監事、評議員の各候補者の最終確認を行ない、すべての候補者について、全員一致での選出を確定した。
- ②選考委員会として、10月23日開催予定の新理事会および新評議員会では、「大学の反省と刷新体制を明確にする」ために、以下のような対応を要請することを全員一致で確認した。
 1. 新理事長については、学外理事からの選出を行うこと。
 2. 今後、私学法改正に伴い変更される寄附行為の下での評議員会議長については、外部評議員からの選出を行うこと。

以上

【添付資料】

別添1：各候補者一覧

別添2：役員・評議員候補選考委員会委員一覧

別添3：新生東京女子医科大学のための暫定役員・評議員選任内規

【別添1】

理事候補者一覧

寄附行為第7条第1項

候補者氏名	現職等（本学〇〇基幹分野教授 など）	推薦理由
学長		

寄附行為第7条第2項 学識者区分3人～5人

コシ ノリュキ 小西 範幸	青山学院大学学長補佐 大学院会計プロフェッション研究科教授	現在、青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科教授兼同大学学長補佐(サステナビリティ・ガバナンス担当)。同大学の副学長(総務・財務担当)を4年間務められており、私立大学の在り方等に関して、極めて造詣も深く、新しい大学づくりに関して大きな力になるものと考え推薦いたします。
テラフキカズミネ 寺脇 一峰	法務省検察官・公証人特別任用審査会委員 キューピー株式会社社外監査役 東芝機械（現芝浦機械）株式会社社外取締役 鹿島建設株式会社社外取締役	寺脇一峰氏は、法務・コンプライアンスに精通され、大阪高等検察庁や仙台高等検察庁の検事長、公安調査庁長官を歴任するなど、豊富な経験と幅広い見識をお持ちです。適切な意思決定による経営の健全化に貢献いただけるものと推薦いたします。
ハンモトシユウジ 橋本 周司	元早稲田大学副総長、早稲田大学名誉教授、エジプト日本科学技術大学副学長	大学経営に精通しており、学内行政についても優れた知見をお持ちで、大学のガバナンスについても高い識見をお持ちのため、理事として適任と思われれます。
フカイ ツグヤ 福井 次矢	京都大学名誉教授 東京医科大学茨城医療センター病院長 NPO法人卒後臨床研修評価機構理事長	福井氏は、長年、聖路加国際病院院長、学校法人聖路加国際大学学長および理事長を歴任され、医学系大学の在り方等について熟知されており、公職も多く、今後の本学の再生と発展に向け、理事としての立場から、多大な力添えをいただけるものとして推薦いたします。
本院病院長		

寄附行為第7条第3項（1） 本学医学部卒業生区分3人～4人

オオサワマキコ 大澤真木子	立教女学院理事長 公益財団法人 日本小児研究振興財団理事 公益財団法人 難病医学研究財団 理事 公益財団法人 森永奉仕会 理事	大澤真木子先生は、小児科主任教授としては、教室員の臨床及び研究を直接指導され、多くの専門性の高い小児科医・指導医を育て、博士論文作成の指導をされました。大澤真木子先生の子息大に対する愛と情熱、医師として教育者として学内外における行動力、理想に向けて決してぶれることのない誠実さは他の誰にも代え難い存在であり、女子医大再生のために尽くしてほしいと、卒業生一同が大澤先生の理事就任を望んでおります。
タガヤ エツコ 多賀谷 悦子	本学呼吸器内科学分野 教授・基幹分野長	昭和63年卒業・基幹分野長教授として、教育、研究、臨床とともに顕著な実績がある。受賞歴も多く、現在 日本呼吸器学会 理事、日本アレルギー学会常務理事として社会的にも活躍されている。副院長経験や、国家試験委員長の経験から、多方面で本学の問題を的確に把握し、中立な立場で本学再生に尽力いただける逸材である。准講会からも推薦があった。
ミヤタ マリコ 宮田 麻理子	本学神経生理学分野 教授・基幹分野長	平成3年卒業・基幹分野長教授として教育、研究ともに顕著な実績があり、受賞歴も多く、現在日本神経科学学会・理事、日本生理学会・理事のほか、日本学術会議連携研究員であり、大学設置審専門委員としての経験もあり、社会的に活躍されている。また教授会幹事・学長補佐経験から現在の本学の状況を的確に把握されている。

寄附行為第7条第3項（2） 本学教授区分1人～2人

アオキ マサコ 青木 雅子	本学看護学部小児看護学教授	本学学部卒業生、大学院博士前期課程・後期課程の修了生であり、本院小児科病棟での臨床経験を有し、2010-2016年本学講師、2019年より教授に着任、現看護学部教務委員長。病院、大学のこれまでの経緯を熟知しており、本校の発展への熱意も持っているため。
カンザキ マサト 神崎 正人	本学呼吸器外科学分野 教授・基幹分野長	現在、副院長として、本学の困難な状況のハンドリングに尽力されています。臨床・研究に優れており、リーダーとして、幅広い意見を収集していただけることが期待できる人材である。

寄附行為第7条第3項(3) 功労区分2人～3人

コンドウ ヨシコ 近藤 芳子	本院看護部長	本院の看護部長、副院長として病院経営、運営における牽引役の方です。 本学の経験が長く、これまでの知見を活かし学校法人の適正な運営に寄与できる方です。 また、看護職員は本学職員でも一番多くの人数を占めており、本法人の役員に看護職が参画していることは職員参加の意識を醸成するものと考えます。
タナカ イサオ 田中 功	本院中央放射線部・臨床工学部 総技師長代行	本学附属医療施設運営に関して高い識見を備えた方であること。 公平、公正、全体最適な観点で物事の判断をされており、本学法人運営に関して的確な判断と意見を表明できる方です。
ニイナミ ヒロシ 新浪 博	本学心臓血管外科学分野 教授・基幹分野長	2017年に女子医大の心臓血管外科主任教授に就任され、手術数を飛躍的に伸ばし本院診療部門における収益増加に貢献しておられる。リーダーシップがあり、現状をよく理解されており、女子大復活に対して熱意を持っており、改革への道筋をつけられる人材である。

監事候補者一覧

監事（常勤）

候補者氏名	現職等（本学〇〇基幹分野教授 など）	推薦理由
ミヤケ ヒロト 三宅 博人	公認会計士 公益財団法人日本内部監査研究所研究員	三宅氏は、公認会計士として、会計監査や内部監査の実務経験も長く、また、ガバナンス問題に対しても多くの知見を有しており、独立的な立場から、高度な倫理観をもって、組織の規律付けおよび健全な発展に貢献していただけるものと考え、推薦いたします。

監事（非常勤）

ハシモト フクタカ 橋本 副孝	弁護士、三越伊勢丹ホールディングス社外取締役、コクヨ社外取締役	弁護士としての長年の経験と知見があることに加え、企業の社外取締役等の経験を通じて、企業のガバナンス、コンプライアンスに精通しており、独立した立場から積極的に発言されることが期待できるため、監事として推薦します。
ミヨシ トシヤ 三好 敏也	元キリンホールディングス取締役常務	社会（お客様を含む）と共に価値を創りあげながら持続的に成長することを目指しているキリンホールディングスで長年勤務をし、役員としては人事、法務、ガバナンス等を担当した豊かな経験と誠実なお人柄から、監事として推薦します。

評議員候補者一覧

寄附行為第23条第1項

候補者氏名	現職等（本学〇〇基幹分野教授 など）	推薦理由
学長		

寄附行為第23条第2項（1） 医学部卒業生区分10人～14人

オオサワ マキコ 大澤 眞木子	(再掲)	
タカムラ エツコ 高村 悦子	元本学 眼科教授, 小野眼科医院 副院長	1979年卒業。ドライアイを提唱した眼科の第一人者で、2010年位は日本眼感染症学会の会長を務め、眼科学会、日本アレルギー学会でも著名な先生である。「至誠と愛」の教育を長年担当され、教育熱心であり、教育、研究、臨床に優れ、東京女子医大の再生に必要な人材である。
タガヤ エツコ 多賀谷 悦子	(再掲)	
ナカガミ トモコ 中神 朋子	医学部長	
フジマキ 藤巻 わかえ	元女子栄養大学栄養学部教授	1975年卒業。女子栄養大学創始者の香川綾先生は東京女子医専（現東京女子医大）で学ばれた先生で、この二人の師から、女性教育を志す真髄を継承されている人物で、日医勤務医委員会委員も務め、ご主人と共に男女参画の活動に邁進されており、今、この精神が女子医大には必要であり、お力をお借りしたい人材である。
フリヤ ヨシコ 降矢 芳子	本学足立医療センターリハビリテーション科教授	1986年卒業。前任は奈良県立医科大学 神経内科で、日本リハビリテーション医学会の特任理事を務めている。院内外で活躍されている先生で、他科と連携を行い誠実な医療を行なっている。
ミヤタ マリコ 宮田 麻理子	(再掲)	
ヤマウチ 山内 かづ代	千葉大学 大学院医学研究院医療教育学特任教授	1999年卒業。整形外科医で、日本整形外科学会の男女参画委員会担当理事を務めており、また、女子医大では医療者教育学修士（専門職）として、2017年から2022年まで、教学IR室長を務めていた。臨床、働き方、教学と優秀な逸材であり、教育において女子医大の問題点、課題を把握している人物である。
ヨコタ ジンコ 横田 仁子	東京女子医科大学保健管理センター 学生健康管理室 准教授	1988年卒業。循環器内科医。現在、保健管理センターで、職員、学生の健康管理を行っており、女性医療キャリア人キャリア形成センターの女性医師細研修部門の委員として、全国の女性医師支援活動に携わってきた。産業医として職員皆の支援に邁進されている先生で、大学、病院全般の状況を理解している人材である。
ワカイ ユキコ 若井 幸子	東京山手メディカルセンター顧問	1983年卒業。東京女子医科大学腎臓内科に在籍され、カナダ プリティッシュコロンビア大学に留学後、都立大久保病院腎内科、内科部長、副院長として研修を積み、病院の経営、運営、行政にも精通している。災害時透析医療ネットワーク区西部ブロック長として、災害時医療にも詳しく、病院再生に必要な人材である。

寄附行為第23条第2項(2) 教職員区分9人～10人

アオキ マサコ 青木 雅子	(再掲)	
カンザキ マサト 神崎 正人	(再掲)	
コンドウ ヨシコ 近藤 芳子	(再掲)	
シミズ タツヤ 清水 達也	代用臓器学分野教授	学術的な発展に寄与しており、公的や民間、産学における外部獲得資金獲得についても非常に見識が深い。省庁との繋がりも非常に強く、幅広い見識を持ち、業績も豊富で、本学の「運営」「研究」「開発」の分野にご貢献されており、公正な目で本学の発展に寄与する人材である。
タナカ イサオ 田中 功	(再掲)	
ニイナミ ヒロシ 新浪 博	(再掲)	
ニシムラカツジ 西村 勝治	精神神経科 教授・基幹分野長	本院の副院長を経験されており、臨床研修医教育にも尽力されている。臨床、研究、教育のバランスが取れており人格的に優れている。本学の現状をよく理解されており、有識者として、今後の方向性を的確に判断することができる人材と考えられる。
ヨシタケクミコ 吉武 久美子	看護学部長	
本院病院長		

寄附行為第23条第2項(3) 学識・功労区分6人～9人

ウラデ レイコ 裏出 令子	京都大学 名誉教授 同大学 複合原子力科学研究所 特任教授 日本 電気硝子株式会社社外取締役	裏出令子氏はご専門の農芸化学領域で著名な研究者で、数々の賞を受賞され、関連学会の理事・評議員等を歴任されています。大学運営に高い見識を有し、かつ男女共同参画推進の観点からも真摯に卓越した意見を忌憚なく発表される方です。新生東京女子医大において、評議員として信頼できる役割を果たして下さることと信じて推薦いたします。
サトウ タカフミ 佐藤 隆文	元金融庁長官、元東京証券取引所自主規制法人 理事長	佐藤氏は、金融庁長官を退官後、東京証券取引所自主規制法人理事長として、わが国の資本市場の健全な発展に多大な貢献をされてきている。この間、企業のガバナンス改革に対して多くの知見を披歴されてきており、本学の改革に向けた対応に対して、大きな戦力になるものと確信し、推薦いたします。
バンドウクミコ 板東 久美子	元文部科学審議官、元消費者庁長官、元国立大 学機構理事、 津田塾大学理事	板東久美子氏は、長らく文部科学行政（高等教育を含む）に従事した他、退官後は、多数の国立大学経営協議会委員や私立大学の理事、評議員の経験があります。これらのご経験を活かし、当大学運営について大所高所から貴重なご意見をいただけると思います。
フタガワカズオ 二川 一男	元厚生労働事務次官、日本ヘルスケア総合研究 所上席研究員、東レ株式会社社外取締役	長く厚生行政に携わり、医政局長を務められるなど我が国の医療について熟知しており、退官後も医療・健康分野で引き続き活動をされている方です。大所高所から当大学の在り方について意見をいただけると期待しています。
マツザキマサトシ 松崎 正年	元コニカミノルタ社長、元日本取締役協会副会 長、ウシオ電機取締役会議長	社長としてコニカミノルタの発展を導き、退任後は数社で社外取締役として取締役会議長を務めています。同氏は、これらの経験を通じて、企業のガバナンスについてのオピニオンリーダーであり実践者でもあり、当大学のガバナンス改革・経営改革にとって様々な示唆をいただけるものと思います。
マツナガワ キ 松永 和紀	科学ジャーナリスト	松永氏は、科学ジャーナリストとして食の安全や健康問題等をテーマに、正しい情報の発信やリスク対応への知見を披歴されてきている。医療の安全や誠実な情報開示等への提言もされており、本学の再生と発展に向け、貴重な意見が得られるものと信じて推薦します。
理事長		

【別添2】

役員・評議員候補選考委員会

(敬称略)

選出母体	氏名	役職
諮問委員会	委員長 八田 進二	青山学院大学 名誉教授 大原大学院大学 教授
諮問委員会	副委員長 熊谷 信太郎	熊谷綜合法律事務所 弁護士
医学部教授会	多賀谷 悦子	教授・基幹分野長
医学部教授会	高木 敏男	教授・基幹分野長
医学部教授会	西村 勝治	教授・基幹分野長
看護学部教授会	濱田 由紀	教授
看護職	近藤 芳子	本院看護部長
医療技術職	田中 功	本院中央放射線部・臨床工学部 総技師長代行
事務職	小林 秀夫	附属足立医療センター事務長
学外有識者	久保利 英明	日比谷パーク法律事務所 弁護士
学外有識者	竹之下 誠一	福島県立医科大学 理事長・学長

【別添3】

新生東京女子医科大学のための暫定役員・評議員選任内規

(令和6年9月20日内規第2409号の6)

(目的)

第1条 本内規は、暫定役員・評議員を選任するにあたり、第三者委員会の調査報告を真摯に受け止め、創始家の関与とあらゆる一強体制を排除し、理事会、監事及び評議員会がその権限を適正に行使できる体制を設け、もって今後に向けた健全な経営に資するため、令和7年4月1日施行の私立学校法による役員及び評議員の選任までの役員及び評議員の選任手続について定めるものである。

(役員・評議員候補選考委員会)

第2条 理事候補者、監事候補者及び評議員候補者を選出するため、役員・評議員候補選考委員会（以下「選考委員会」という）を置く。

2 選考委員会は、以下の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 医学部教授会が投票で選出した委員 3名
- (2) 看護学部教授会が投票で選出した委員 1名
- (3) 看護職(管理職以上)が投票で選出した委員 1名
- (4) 医療技術職(管理職以上)が投票で選出した委員 1名
- (5) 事務職(管理職以上)が投票で選出した委員 1名
- (6) 「新生東京女子医科大学のための諮問委員会」(以下「諮問委員会」という)の委員 2名
- (7) 諮問委員会が推薦する学外の有識者 1名以上2名以内

3 諮問委員会は、前項第7号の推薦にあたっては、あらかじめ第1号から第5号までに定める選出母体の意見を聴かなければならない。

4 選考委員会は、ジェンダーバランスに考慮して構成する。

5 本学の理事、監事および評議員である者は、第2項各号の委員になることはできない。

6 委員長は、委員の互選により選任される。委員長は、副委員長を指名することができる。

7 選考委員会が必要と認める場合は、オブザーバーを指名することができる。

8 選考委員会の選考過程において委員が候補者として審議の対象となった場合には、当該委員は、特別の利害関係を有する委員として、当該委員を候補者とする議案にのみ議決に加わることはできない。

9 選考委員会の議事は、出席した選考委員会の委員の過半数の出席をもって、会議を開き、議決をする。この場合において、委任状の提出があったときは、出席とみなす。

10 選考委員会の議事は、出席した選考委員会の委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(学長)

第3条 本学の学長は、その在職中理事になる。

(学識区分理事の選考および選任)

第4条 第2条第2項第6号に定める委員は、選考委員会に推薦する本学を運営するために必要な知識又は経験及び学校法人の適正な運営に必要な識見並びに社会的信望を有する学外等の者(3名以上5名以内)を選出し、選考委員会は、その選出された者を寄附行為第7条第2項(学識区分)の理事候補者として理事会に推薦する。

2 理事会は、理事総数の過半数以上が出席した理事会において、前項にもとづき選考委員会が推薦した理事候補者の選任について審議する。

3 前項の決議は、出席した理事の議決権の過半数をもって行う。

4 理事会は、選考委員会が推薦した結果を十分尊重しなければならない。

(本学医学部卒業生・教授・功労区分理事等の推薦、選考および選任)

第5条 次の各号に定める委員等は、寄附行為第7条第3項の理事候補者(本学医学部卒業生・教授・功労区分理事)として、当該各号に定める人数の理事候補者を、順位を記載した上で選考委員会に推薦するものとし、選考委員会は、推薦された当該理事候補者の中から、次項に定める人数を選出する。

- (1) (本学医学部卒業生区分)一般社団法人至誠会が推薦する本学医学部卒業生(ただし、一般社団法人至誠会の役員(理事、監事)を除く) 1名以上2名以内
- (2) (本学医学部卒業生区分)医学部教授会および医学部准講会が推薦する本学医学部卒業生(ただし、一般社団法人至誠会の役員(理事、監事)は除く) 2名以上4名以内
- (3) (教授区分)第2条第2項第1号および第2号の委員が推薦する本学医学部または看護学部教授会の構成員である者 2名以上3名以内
- (4) (功労区分)医学部および看護学部准講会が推薦する本学医学部または看護学部教授会の構成員 2名
- (5) (功労区分)第2条第2項第3号の委員が推薦する看護職の副部長職以上の者、第2条第2項第4号の委員が推薦する医療技術職の薬剤部長・技師長以上の者、または第2条第2項第5号の委員が推薦する事務職の課長職以上の者 2名以上3名以内

2 選考委員会は、前項各号において推薦された理事候補者の中から、次の各号に定める区分要件に応じた人数を最終の理事候補者として選出する。なお、選考委員会は、本学を運営するために必要な知識又は経験及び学校法人の適正な運営に必要な識見並びに社会的信望を有する者のうちから選出しなければならない。

- (1) 本学医学部卒業生区分 3名以上4名以内
- (2) 教授区分 1名以上2名以内
- (3) 功労区分 2名以上3名以内

3 理事会は、前項の選考委員会で選出した理事候補者を評議員として選任し、前項の選考委員会で選出した理事候補者を評議員会に推薦する。

4 評議員会は、評議員総数の過半数以上が出席した評議員会において、前項にもとづき推薦された理事候補者の選任について審議する。

5 前項の決議は、出席した評議員の議決権の過半数をもって行う。

6 評議員会は、選考委員会が推薦した結果を十分尊重しなければならない。

(監事の選考)

第6条 選考委員会は、学校運営その他の学校法人の業務又は財務管理について識見を有し、かつ、監事選任基準に該当する者のうちから、監事候補者3名以内を理事会に推薦する。

2 前項の監事候補者は、本法人の理事、教職員、評議員または役員の配偶者もしくは三親等内の親族以外の者でなければならない。

(監事の選任)

第7条 理事会は、理事総数の過半数が出席した理事会において、前条にもとづき推薦された監事候補者の選出について審議する。

2 前項の決議は、出席した理事の議決権の過半数をもって行う。

3 評議員会は、第1項にもとづき選出された監事候補者の選任について審議する。

4 理事長は、評議員会の同意を得られた者を監事として選任する。

5 理事会および評議員会は、選考委員会が推薦した結果を十分尊重しなければならない。

(学長等)

第8条 本学の学長は、その在職中評議員になる。

2 本学の医学部長および看護学部長は、その在職中評議員になる。

3 東京女子医科大学病院の病院長は、その在職中評議員になる。

(評議員の選考)

第9条 選考委員会は、本学の教育又は研究の特性を理解し、学校法人の適正な運営に必要な識見を有する者のうち、第5条第3項にもとづき理事会で選任された評議員を評議員候補者から除き、評議員候補者を理事会に推薦する。

2 前項において選考委員会が理事会に推薦した評議員候補者および第5条第3項にもとづき理事会で選任された評議員の区分および人数の総数は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 寄附行為第23条第4項第1号（医学部卒業生区分） 9名以上13名以内

(2) 寄附行為第23条第4項第2号（教職員区分） 8名以上9名以内

(3) 寄附行為第23条第4項第3号（学識・功労区分） 5名以上8名以内

（評議員の選任）

第10条 寄附行為第23条第4項で定める評議員の選任について、理事会は、理事総数の過半数が出席した理事会において審議する。

2 前項の決議は、出席した理事の議決権の過半数をもって行う。

3 理事会は、選考委員会が推薦した結果を十分尊重しなければならない。

（事務局）

第11条 選考委員会の事務局は、総務課とする。

（任期）

第12条 本内規で選任された理事、監事および評議員の任期は、令和7年度6月の定時評議員会の終結の時までとする。ただし、第3条に定める理事の任期については、別に定める「新生東京女子医科大学のための暫定学長選任内規」を準用し、令和7年3月31日までとする。

（改廃）

第13条 本規程の改廃は、決裁規程に基づき、理事会の承認を得るものとする。

附 則（令和6年9月20日内規第2409号の6）

本内規は、令和6年9月20日から施行し、令和6年12月31日限り、その効力を失う。